（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正）

第十条　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（休業特別支給金） **第三条**　（略） ２　労働者が次の各号のいずれかに該当する場合には、休業特別支給金は、支給しない。 一　（略） 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合 ３～６　（略）	（休業特別支給金） **第三条**　（略） ２　労働者が次の各号のいずれかに該当する場合には、休業特別支給金は、支給しない。 一　（略） 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合 ３～６　（略）

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第十一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者） **第三十二条**　法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条各号又は第八十五条第一項各号に掲げる者であつて、その者の職業のあつせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあつたもの 五　（略）	（法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者） **第三十二条**　法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第一項の規定により保護観察に付された者及び更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条各号又は第八十五条第一項各号に掲げる者であつて、その者の職業のあつせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあつたもの 五　（略）

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第十二条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　削除 九～十三　（略）	（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設 九～十三　（略）